

令和 4 年度

社会教育主事講習実施要項

信州大学教育学部

令和4年度社会教育主事講習実施要項

1. 趣 旨

この講習は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号）に基づき実施するもので、社会教育主事の職務を遂行するために必要な専門的知識、技能を修得させ、社会教育主事となりうる資格を付与することを目的としています。

なお、講習修了者は「社会教育士」と称することができます。

2. 主催及び実施機関

- (1) 主 催：文部科学省
- (2) 実施機関：国立大学法人 信州大学

3. 講習の期間及び会場

- (1) 期 間 令和4年7月16日（土）～8月20日（土）
- (2) 会 場 信州大学教育学部（長野県長野市西長野6のロ 電話：026-238-4003）等

4. 受講者定員 30名

5. 受講資格及び資格証明書類

社会教育主事講習等規程（以下「規程」という。）第2条に規定される者（別表1参照）

6. 受講の申込み

(1) 受講希望者は、次の書類（a～f）をとりまとめて、勤務地又は居住地の県教育委員会が指定する期日までに勤務地又は居住地の県教育委員会に提出してください。

- a. 受講申込書（所定の用紙）
- b. 受講資格を証明する関係書類
- c. 規程第7条第2項及び第3項の規定により、大学における科目の既修得単位及び文部科学大臣が定める学修をもって、講習の科目の単位として認定を希望する者は、社会教育主事講習単位修得認定申請書（所定の用紙）
（大学における科目について認定を申請する場合は、修得年度を明記した証明書を添付してください。）
- d. 社会教育主事講習修了に必要な科目のうち、既に修得している講習科目及び単位又は社会教育主事講習実施機関の長から単位修得の認定を受けた科目及び単位のある者は、その単位の修得又は認定を証明する書類
- e. 書類上の姓が現在の姓と異なる者は、戸籍抄本1部
- f. 返信用封筒（角2封筒に郵便番号・住所・氏名を明記し、140円切手を貼付のこと。
なお、速達を希望する者は速達料金の切手を貼付のこと）

- (2) 各県の教育委員会は、提出された受講申込書について、受講資格の有無を十分調査のうえ、資格があると認めた者を一括し、受講申込者名簿を添えて、6月16日（木）までに下記あて送付してください。

〒380-8544 長野市西長野6-10 (電話番号026-238-4003)
信州大学教育学部学務グループ 気付
令和4年度社会教育主事講習運営委員会委員長

7. 受講者の選定

- (1) 全講習科目の受講を希望する方を優先します。
- (2) 信州大学は、令和4年度社会教育主事講習運営委員会の意見を聴き受講者を選定します。
- (3) 受講許可書及び受講上の注意は、6月下旬頃本人あてに送付するとともに、各県の教育委員会へも許可された者の氏名を通知します。

8. 講習科目及び単位数

- 生涯学習概論 2単位
- 生涯学習支援論 2単位
- 社会教育経営論 2単位
- 社会教育演習 2単位

9. 講習日程（科目、単位数及び講師等）

別表のとおりです。日程については今後変更となることがあります。

10. 講習形態

対面及びオンライン（講義動画の視聴（以下、「eラーニング」という。）及びライブ配信の視聴）を混用します。詳細は、別表「時間割」を確認してください。

11. 受講環境

講習において、Web会議システムを用いたオンラインによる講義やeラーニングを用いたオンデマンド講義を行うため、受講者各自で以下の受講環境を準備してください。

(1) ハードウェアについて

項番	項目	内容 (用途・要件等)
1	パソコン	OS : Windows 10, Windows 11 メモリ : 2 GB 以上 (64bit OS) 解像度 : 1024 x 768 pixel 以上 インターネットに常時継続・安定して接続できること。 通信速度 : ブロードバンド環境推奨 下り 10 Mbps 以上を推奨 ※Zoom や動画の映像及び音声途切れることなく出力されること。
		オンラインストレージサービスにアクセスできること。 ※自治体等の勤務先のパソコンおよびネットワークを用いる場合、外部のオンラインストレージサービスへのアクセスが制限されている場合があるので注意すること。
2	Webカメラ マイク	パソコンに内蔵又は外付け。 ※オンライン講義における質疑応答や出欠確認等に必要。

(2) ソフトウェアについて

項番	項目	用途・要件等
1	ブラウザ	用途 : LMS (Learning Management System) にログインして、各種連絡事項の確認、eラーニングやライブ配信、講義資料のダウンロードやアンケートへの回答等。推奨ブラウザ ・Microsoft Edge 最新版 ・Google Chrome 最新版
2	Web会議システム (ミーティング用 Zoom クライアント)	双方向性のあるライブ配信講義を受講するために必要。 必ず使用するパソコン等にダウンロードすること。 URL : https://zoom.us/download
3	Microsoft Office	確認テストやレポート作成、講義資料の閲覧等に必要。
4	Adobe Acrobat Reader	講義資料閲覧等に必要。

(3) メールについて

講習に関する連絡や講義資料などをメールにて送付することがあるため、上記(1)(2)の要件を満たすパソコンで常時確認可能なメールアドレスを、受講申込書の E-mail 欄にご記入ください。

12. 受講者の参集日時及び開講式場

- (1) 受付日時 令和4年7月16日(土) 午前10時30分～11時
- (2) 開講式会場 信州大学教育学部第1会議室(中校舎2階)

13. 受講上の注意

- (1) 原則として、全日程のうち、ライブ配信及び対面による講義は、すべて出席してください。業務や私事都合のための欠席はできません。
- (2) 既修得単位等の認定を受ける場合であっても、「生涯学習支援論」「社会教育演習」は関連性があるため、どちらか片方のみの受講は認めません。

14. 受講者の受講に要する経費

- (1) 教材費、学外研修費（例：バス代、入館料）及び研究集録等の経費として、20,000円を納入してください。
※7月18日（月）「国立妙高青少年自然の家」は、現地集合・解散です。
- (2) 旅費、宿泊費及び参考書等の経費は受講者の負担とします。なお、講習が延期や中止になった場合であっても、それに伴い発生したキャンセル料等について本学は負担しません。

15. 既修得単位等の認定について

- (1) 既修得単位の認定は、規程第7条第2項及び第3項の規定による 大学における科目の既履修単位及び文部科学大臣が定める学修をもって、講習の科目の単位として認定を希望する者に対して行います。
- (2) 既修得単位の認定を希望する方は、「社会教育主事講習単位修得認定申請書」（所定の様式）に成績証明書及び申請者が卒業又は中途退学した大学等の履修の手引き・シラバス等を添えて、申請してください。
- (3) 認定の対象となる単位は、講習の開講科目と対応する授業科目について修得した単位であるが、その対象関係については、科目名の一致、不一致だけでは判断できないので、申請者が卒業又は中途退学した大学等の履修の手引き・シラバス等の参照、大学等への問い合わせ、本学の該当科目の担当教員から意見の聴取を経て決定します。
- (4) 既修得単位として認定した場合は、「社会教育主事講習単位修得認定書」を交付します。

16. 単位修得認定及び修了証書

信州大学長は、規程第3条に定めるところに従い、8単位を修得した者に対し、第8条第1項に定めるところに従い、「社会教育主事講習修了証書」を授与します。

17. その他

- (1) 講習期間中宿泊を要する者は、各自で手配してください。
- (2) 会場の案内図は、受講許可書を送付する際に同封します。
- (3) 受講申込書、勤務証明書及び単位修得認定申請書は、所定の用紙を使用してください。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の状況によっては講習日程の変更や中止となる場合があります。

(別表1)

社会教育主事 講習等規程の 適用条項	受講資格	提出書類			
		勤務証明書	卒業証明書	在学期間証 明書及び単 位修得証明 書	教育職員普 通免許状の 写し又は教 育職員免許 状授与証明 書
第二条第一号	大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第十七号）附則第二項の規定に該当する者			○ いずれか一方	
第二条第二号	教育職員の普通免許状を有する者				○
第二条第三号	二年以上法第九条の四第一号イ及びロに規定する職にあつた者又は同号ハに規定する業務に従事した者 （社会教育法） 第九条の四第 一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの イ 社会教育主事補の職にあつた期間 ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間	○			
第二条第四号	四年以上法第九条の四第二号に規定する職にあつた者 （社会教育法） 第九条の四 二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの	○			
第二条第五号	その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者	○	○		

